

番号	部局	該当課	資料番号	ページ	意見	対応及び回答（別紙でも可能）
1	府民環境部	人権啓発推進室	資料2-2 新旧	全体	人権に関する昨年の府民意識調査結果の概要を共有し、教育啓発の課題を整理することも可能かと思いますが、あまり言及がありません(ごく一部で参照されていますが…)	府民意識調査に基づき実施方針の中に府民意識調査の項目を追記 ○そのほか、人権侵害された経験を聞いた設問では、過去5年間に人権侵害された経験がある人は、13.6%であったが、人権侵害をされた人が侵害を受けたと感じた際の対応として、「なにもしないでそのままにした」が40.9%、次いで「家族や友人など信頼できる人に相談した」30.3%であり、「公的機関（法務局・府・市町村等の人権相談窓口等）に相談した」は、9.6%にとどまっている。さらに、人権相談窓口（法務局、京都府人権問題法律相談、人権擁護委員）の認知度は、13.2%から17.6%に留まり、一番多かった「市町村が実施する相談」でも33.0%であったことから、府民に対し、人権侵害に対する相談窓口の周知や市町村等との連携体制の充実が必要である。 ○人権研修等へ参加状況では、行政やNPO等が主催のイベントに参加したことがない人の割合が9割を超えている現状であり、人権研修等の在り方の工夫が望まれる。人権が尊重される社会を実現するために実施する必要がある施策として、「学校等における人権教育を充実させる」が68.8%、次いで「人権侵害に対する相談体制を充実させる」26.2%、「家庭での人権教育を支援する」23.9%と回答していることから、…
2	府民環境部	人権啓発推進室	資料2-2 新旧	P1	国際的な指針「COVID-19ガイダンス」の提言について書かれています。計画（第2次：改定版）などでも記述があり、新型コロナをめぐる人権問題に対応するのに基本となる重要な指針と位置付けておられるのでしょうか。しかし、詳しい内容は一般に知られていない。計画改訂版の「用語解説」に簡単な紹介があるのみです。インターネットで調べると長文であり、計画に全文を掲載するのは難しいと思います。京都府ホームページのコロナ特集か人権コーナーで翻訳文を掲載するか、翻訳しているサイトにリンクを張らせてもらってはでしょうか。	日本語訳については、現在、国などの公式な日本語訳等がないため、引用方法や翻訳者の許可などを整理するなど、紹介方法を検討
3	府民環境部	人権啓発推進室	資料2-2 新旧	P5	男性も、女性も、子どもも、高齢者も・・・という例示よりも、一例ですが「性別や年齢、障害の有無や国籍などに関わりなく…」という表現のほうがinclusiveだと思います。	ご指摘の例示は京都府総合計画記載の例示であることから、次のとおり追記 ○……「人とコミュニティを大切に共生の京都府」を掲げた。府民一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、性別や年齢、障害の有無に関わりなく、……
4	府民環境部	人権啓発推進室	資料2-2 新旧	P10	実施方針（案）に、府民調査のコロナに関する質問について、感染者を特定する行為に対して、約1/4が「身近な地域で感染が判明した場合、やむを得ない」と答えていることが書かれています。事実を記述しているだけで、評価はありません。この回答をどう考えておられるのでしょうか。続く文で、特定が不当な差別や中傷につながりかねないことを示唆しているようですが、少し曖昧に感じます。誤解を生まないよう、ここは明確に書く工夫が必要ではないでしょうか。計画改訂版の4頁では、回答のみが書かれています。いずれにしても、身近な地域で感染した場合に限定して、感染の特定は人情として理解できないことはない。回答の思いはさまざまでしょうから、この回答の扱いは深く考えると難しいかもしれない、と思った次第です。	次のとおり評価を追記 ○……約1/4が「身近な地域で感染が判明した場合、やむを得ない」と答えている。このような、新型コロナウイルスに関する不安や恐れから生じる忌避意識は、感染者等を特定する行為を助長し、感染が判明した人（感染が疑われた人を含む。）やその家族、治療に当たる医療従事者等に対する誹謗中傷やSNS（会員制交流サイト）等での心ない書き込み、営業自粛要請等に従わない事業所等への行き過ぎた非難等、過剰な反応につながることから、悪質な行為には法的責任も伴うこと、感染症に対する正確な知識と最新の情報を普及するとともに、この感染症は誰もが感染しうる病気であることなどを訴える中で、府民への正確な情報に基づく冷静な行動を呼びかける必要があることなど、今後のWITHコロナ社会（新型コロナウイルスと共存・共生する社会）を見据え、……
5	府民環境部	人権啓発推進室	資料2-2 新旧	P10 P12	同和問題（部落差別）のところに、「法の周知」も課題として入れていただきたいとおもいました。ヘイトスピーチなども同様だと思います。調査では、法の認知度は決して高くありませんでした。	各個人権課題の人権三法（障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法）の説明に「法の周知」を追記

番号	部局	該当課	資料番号	ページ	意見	対応及び回答（別紙でも可能）
6	知事室長G 健康福祉部	広報課 健康福祉総務課 高齢者支援課 障害者支援課	資料2-2 新旧	P11 P12	高齢者、障害者に対する情報提供の強化が必要ではないでしょうか。ワクチン接種などもオンラインで情報がわかる、というようなことになった場合、高齢者はどうするのか。また手話のことは書かれていますが、さまざまな障害に対応する情報伝達とは…。災害や感染症などに関わっては、情報提供のありようが、非常に重要になるかと思えます。	<p>基幹的ツールである府民だよりやテレビ、ラジオによる情報発信はもとより、即時性や拡散力の高いツイッターやLINEなどのSNSも活用するなど、様々な媒体を活用した情報発信に取り組んでいる。</p> <p>なお、高齢者や障害者を含む様々な方へ情報を伝えるための手法として、以下の取組を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府民だよりの点字版、音声版の制作 ・知事記者会見のライブ配信（コロナ関連）、手話通訳 ・新聞の記事下広告による発信（タイムリーな紙媒体の活用） <p>介護施設や介護福祉施設等への情報提供は、WAMNET（事業所向け情報サイト）において、感染対策や災害対策のための情報提供を行ってきたところであり、特に障害児者福祉施設等職員向けに、新型コロナウイルス感染症対策研修用動画や感染対策マニュアルを作成し、府HPやWAMNETにて周知を図った。</p>
7	教育庁	人権教育室	資料2-2 新旧	P16	人権教育—学校 人権問題に対する理解と認識を高めることが書かれていますが、そもそも人権教育なので、「子どもの権利と責任について学ぶ」こともなくてはならないのではないのでしょうか。人権教育なのに、最も原初的なことが書かれていないように感じます。	「さまざまな人権問題」には「子ども」の人権問題も含まれています。児童生徒が「子どもの権利と責任について学ぶ」機会は重要であると認識していますので、府教委発行の「人権学習資料集」においても子どもの権利条約や自らの権利と責任についての学習教材を掲載しており、引き続きその活用を図っていきます。
8	府民環境部	人権啓発推進室	資料2-2 新旧	P20	救済相談のところが非常に短いのですが 気になります。具体的にどのような連携等を行うのか、またCOVIDIに関わる相談なども増えていると思いますから、それへの対応などはどうでしょうか。	<p>府民意識調査の結果（人権相談窓口の認知度結果）を踏まえ、下記のとおり追記するとともに、新型コロナウイルス感染症に関する相談体制の対応を追記</p> <p>○府民意識調査の結果により国や府等の人権相談窓口の認知度が低いことから（法務局・人権擁護委員・京都府人権問題法律相談・市町村が実施する相談）の認知度を高めるため、・・・・・・・・</p> <p>○「コロナ差別」に関する国の人権相談窓口、府の人権問題法律相談や「京都こころのライン相談（コロナ関連）」など、差別やいじめ等の相談体制の充実強化と積極的な周知</p>
9	府民環境部	人権啓発推進室	資料2-2 新旧	全体	全体に現在浮上している課題（新型コロナウイルス感染症に関する。）を追記された、計画案としては問題ないと判断しました。	今回の懇話会の他委員からの御意見も踏まえて、京都府として令和3年度の実施方針及び実施計画に沿った事業を実施していきます。
10	府民環境部	人権啓発推進室	全体		京都府として人権啓発に関する大切な計画を作成するも、日々の生活の中では、人権を無視する事件が次々と起こる現実、しかも日常生活の中で人権が侵されている事に気づかない、気づいていても人権問題として浮上しにくい現実、悶々とする日々、子どものころからの生活の中での人権教育がとても大切だと思うこの頃です。	委員の御意見のとおり、今回のコロナ禍において社会情勢の変化に伴い、様々な人権課題が顕在化したと感じており、委員の先生方はじめ、議会や府民の皆様の御意見を頂きながら、今回の計画の見直しをしたところです。子どものころからの人権教育・啓発の重要性について、あらゆる場（保育所・幼稚園・認定こども園、学校、地域社会、企業・職場など）での人権教育に取り組んでいきたいと思えます。